

世界知的所有権機関等における最近の動向について (第29回著作権等常設委員会結果概要)

平成27年2月19日
文化庁 国際課

1. 概要

平成26年12月8日(月)～12月12日(金)、世界知的所有権機関(WIPO)において、著作権等常設委員会(SCCR)第29回会合が開催された。今次会合では、前回に引き続き、放送条約(約2.5日)、及び権利の制限と例外(約2.5日)が議論された。なお、今次会合では、詳細な委員会の結論を作成し、加盟国の合意を得ようと試みて失敗した前々回、及び前回の教訓を踏まえ、会合の最後には、議長権限によって議長総括(Chair's Summary)のみを作成するという対応がなされた。

2. 各論

(1) 放送条約

(ア) 経緯等

1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルールの策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート(伝統的な意味での放送機関の保護(但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外))にしたがって議論を継続しており、第24回SCCR(2012年7月)において、現在の議論の基礎となる単一の作業文書(SCCR/27/2rev)が作成されるに至っている。

(イ) 議論概要

今次会合では、これまで集中的に議論してきた適用の範囲(6条:保護される送信媒体)、及び保護の範囲(9条:保護される行為)に加えて、用語の定義(5条)について非公式専門家会合ベースで議論が行われ、米、EU等を中心に精力的な議論が展開された。次回以降も引き続き、外交会議の早期開催に向け議論が行われる予定である。各論点の議論内容は以下の通りである。

(a) 定義の議論

“放送機関”、“放送”、及び“信号”の定義について議論を実施した。主な論点は、伝統的放送機関をどのように定義するのか(いかにウェブキャスターを排除するか)、放送の定義にインターネット上の送信を含めるか否か、等である。我が国からは、①まず伝統的放送を定義、②次に伝統的放送を行う機関を伝統的放送機関と定義、③伝統的放送機関によるインターネット上の送信の扱いは別途扱う、というアプローチを主張。また伝統的放送の定義は既存条約(WPPT等)の文言を議論の基礎とすべきとし、一部の国から支持を得た。

(b) 適用の範囲の議論

伝統的放送・有線放送に加え、放送前信号を条約上の義務的保護の適用対象とすることで、ほぼ合意が得られた。但し、放送前信号に与える保護の内容については、我が国等が排他的許諾権を与えることに慎重な意見を述べた。

インターネット上の送信¹の扱いについては、これまで態度が不明であった一部の国が、サイマルキャストを義務的保護とすべきと発言した。米は引き続き態度を保留したほか、インドは当該送信の保護は不要であるとした。

(c) 保護の範囲の議論

議論の対象となっている行為²のうち、固定物を用いた（再）送信に焦点が当てられ議論が展開された。条約の規定において、“固定物から”という文言を明示的に記載することは、固定物（コンテンツ（著作物））の保護と重複する懸念があり好ましくない（但し、重複につき問題がある理由について明確な説明なし）とする国々と、固定物からのものを含めたあらゆるタイプの送信を保護すべきであるとする国々との間で、明確な妥協点は依然として見出されていない。

(2) 権利の制限と例外

(ア) 経緯等

デジタル技術の深化がもたらした知識に容易にアクセスできる環境が、国際的な著作権保護システムにより妨げられていることから、著作権制度をより利用を重視したものに転換するため、制限と例外の措置を設定すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、議論対象の権利の制限と例外は、(i) 図書館とアーカイブのためのもの、と(ii) 教育、研究機関等のためのもの、の2種類である。両議題とも、既存の枠組みが十分機能しているから、新たな枠組みは不要であり、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。現在、アフリカ諸国・中南米諸国等からのテキスト提案とそれに対する加盟国のコメント（対応する自国制度の紹介を含む）とが混在・併記された作業文書（先進国は、当該作業文書に基づく議論は、法的拘束力のある文書についてのテキストベースの交渉ではないとしている）と、米からの「目的と原理（objectives and principles）」に関する提案（条約の前文に類似。条文は一切なし）とが並立する状況にある。

(イ) 議論概要

図書館とアーカイブのための権利の制限と例外のみ実質的な議論が行われ、WIPOが実施した世界各国における図書館・アーカイブ向けの権利制限に関する調査研究に基づいて、プレゼンテーションが行われ、これを受け、各国から多数の質疑・コメントがなされた。この中で、①図書館・アーカイブ等の概念、②制限例外が適用される著作物の範囲、③制限例外が適用されるための条件、④デジタル著作物も対象とするか否か等において、多様性が見られること等が紹介された。また、孤児著作物の扱い、大量デジタル化への対応、国際消尽の問題等、今後の課題も指摘された。議題の最後には、これまでの議論の内容をとりまとめた議長ノンペーパーが配布されたが、今後の議論の進め方について意見はまとまっていない。

3. 今後の予定

SCCRは、2015年中に2度開催予定である（具体的日程は未決定）。

¹ 議論対象のインターネット上の送信は、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時ウェブキャスト）、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。このうち(iv)については条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達している。我が国は、インターネット上の送信を任意的保護の適用対象とする提案を2013年12月に行った。

² 現在の議論では、対象となる行為を、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信（媒体問わず）、(ii) 固定物を用いた（再）送信（媒体問わず）、(iii) (ii)以外の固定関連行為（固定、複製、頒布等）の3つに分類されている。